

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成27年4月3日まで縦覧に供する。

平成27年2月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成27年2月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人讃門球友倶楽部

高橋 浩司

さぬき市小田1713番地

3 定款に記載された目的

この法人は、野球及びその他のスポーツを愛する人々に対し、主にベースボール型スポーツの指導や活動の場を提供することを通じて、地域におけるスポーツの普及と振興と共に、親子・家族間の交流を含めた地域住民との交流活動を行うことで、子供の心と身体の健全育成ならびに魅力ある人づくり地域づくりを目指すことを目的とする。